

指定短期入所生活介護事業所 自在園 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人御荘福祉施設協会（以下「本会」という。）が開設する指定短期入所生活介護事業所自在園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の世話及び機能訓練（以下「サービスの提供」という。）を行うことにより、利用者の心身の機能を維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定短期入所生活介護事業所自在園
(特別養護老人ホーム自在園併設)
- (2) 所在地 愛媛県南宇和郡愛南町満倉 2301 番地 1

(本体施設との関係)

第4条 この事業所は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の規程により、本会が設置経営する特別養護老人ホーム自在園（以下「本体施設」という。）が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下「居宅サービス基準」という。）第121条第2項の規程による、本体施設の入居者に利用されていない居室を利用して行う指定短期入所生活介護事業、及び、同条第4項の規程による併設事業所として一体的に行う指定短期入所生活介護事業所とするものとする。

(運営の方針)

第5条 事業所は、第2条のサービスの提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供と援助)

第7条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスの提供を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (特別養護老人ホーム自在園と兼務する。本体施設の定員は70名である。)

- (1) 施設長 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人

- 福祉法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師（非常勤） 1人以上
入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 常勤換算方法で1人以上
入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算方法で3人以上
医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算方法で25人以上
入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上
施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(職員の勤務体制等)

- 第9条 事務所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。
- 2 施設長は、毎月の勤務表を前月25日までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所におけるサービスの提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 本会理事長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(利用定員)

- 第10条 事業所の利用者の定員は、1日当たり13人までとする。
- ただし、利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、利用定員を超えて専用の居室以外の静養室での受け入れをすることができる。

(提供拒否の禁止)

- 第11条 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難の対応)
- 第12条 事業所は、当該事業所の通常事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

- 第13条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第13条の2 事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要

- 介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第14条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

- 第15条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 第16条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供するものとする。

(サービスの提供の内容及び取扱方針)

- 第17条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 事業所におけるサービスの提供の内容は、次の通りとする。
- (1) 送迎
 - (2) 入浴、排泄、食事等の介護
 - (3) 日常生活上の世話
 - (4) 機能訓練
 - (5) 保健医療サービス、その他健康保持のための措置
 - (6) レクリエーション等を含むその他の福祉サービス
 - (7) その他必要な相談、助言、援助等
- 3 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業所は、自らその提供する指定短期生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 事業所は、指定短期入所生活介護サービスを提供した際には、提供した具体的サービスの内容を記録するものとする。

(介護計画の作成)

- 第18条 事業所の介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 2 前項の規程により作成する介護計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン策定研究会方式）とする。
- 3 第1項の規程による介護計画の策定に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 介護計画を作成した場合及び介護計画の変更を行った場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者の担当介護支援専門員に対して介護計画を提出しなければならない。

(サービス提供の具体的方法)

第19条 事業所が行うサービス提供の具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持つて実施
 - (2) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭
 - (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
 - (4) おむつ使用者に対する適切な取替の実施
 - (5) 離床、着替え、整容その他の適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話
 - (6) 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
 - (7) 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
 - (8) 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
 - (9) 利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
 - (10) 適宜、利用者のためのレクリエーション行事等の提供
 - (11) 前各号のほか、必要と思われる入所中の世話
- 2 事業所は、前項のサービスの提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 事業所は、サービスの提供に当たってはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第20条 指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。

(別表1)

- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。
- (1) 食費及び(2)滞在費については、利用者が市町村から介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けている場合は、その認定証に記載された負担限度額とする。

(1) 食費	1食当たり	朝食	310円
	"	昼食	620円
	"	夕食	520円
 - (2) 滞在費 従来型個室 1日当たり 1,231円
 多床室 " 915円
 - (3) 理美容代 実費
 - (4) レクレーション、クラブ活動 実費
 - (5) 送迎に要する費用 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
通常の実施地域(南宇和郡)以外の場合、厚生労働大臣が定める額に実施地域を超える1km毎に100円を加算した額とする。
 - (6) 特別な食事 利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等:実費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適用と認められるもの:実費
- 3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い入居者又はその家族の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用枠の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第22条 事業所の通常の送迎の実施地域は、南宇和郡の区域とする。

(サービスの利用に当たっての注意事項等)

第23条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - (1) 事業所の秩序をみだす行為をした者
 - (2) 故意にこの規程等に違反した者

(緊急時における対応等)

第24条 事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師又は協力医療機関への連携方法、その他緊急時における対応方法を定める等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 4 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第26条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(安全管理体制)

第27条 事業所は、サービスを提供する過程で発生する事故の防止解消する体制を確立し、適切・安全なサービスの提供に資するため本体施設と共同で「介護事故防止委員会」を設置し、必要な取組みをおこなうものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第28条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ

- 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束廃止・虐待防止に向けた体制等)

- 第29条 施設は入所者に施設サービスを提供する過程で人としての尊厳と誇りを尊重し、行動を制限することなく、生活機能を高めながら自由で穏やかな生活を送っていただくため、身体拘束及び虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
- (1) 法人では、身体拘束・高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は特養施設長とし、委員長が業務を代行する。
 - (2) 身体拘束・高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
 - (3) 職員は、年2回以上、身体拘束及び虐待発生防止に向けた研修を受講する。
 - (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体拘束・高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
 - (5) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(褥瘡防止体制)

- 第30条 事業所は、利用者が褥瘡を発生しないよう適切な介護・看護を行うと共にその発生を防止するための指針を策定し、その他褥瘡防止の必要な取組みを行うものとする。

(苦情処理)

- 第31条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

- 第32条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であったものが業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(掲示及び広告等)

第34条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示するものとする。

- 2 事業所は、重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができるものとする。
- 3 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。
- 4 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携)

第35条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(職員の研修)

第36条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
 - (2) 繙続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第37条 事業所は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(ハラスメントの防止)

第38条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画)

第39条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分等)

第40条 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。

- 2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整理等)

第41条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 第17条第5項の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
- (2) 第29条第5号の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第13条の2の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第31条の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第25条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

第42条 この規程に定める事項の他、事業所の運営について必要がある場合は、居宅サービス基準によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年5月27日改正 (施行期日) この規程は、平成25年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

利用料その他の費用の額（法定受領代理サービスの額）

1 - ①. 併設型短期入所生活介護費（I）従来型個室

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

*連続61日以上短期入所生活介護を行った場合

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	5,730円	573円	1,146円	1,719円
要介護2	6,420円	642円	1,284円	1,926円
要介護3	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護4	7,850円	785円	1,570円	2,355円
要介護5	8,540円	854円	1,708円	2,562円

1 - ②. 併設型短期入所生活介護費（II）多床室

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

*連続61日以上短期入所生活介護を行った場合

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	5,730円	573円	1,146円	1,719円
要介護2	6,420円	642円	1,284円	1,926円
要介護3	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護4	7,850円	785円	1,570円	2,355円
要介護5	8,540円	854円	1,708円	2,562円

2. 加算料金

加算料金

加算名	単位	金額	うち個人負担額		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
機能訓練体制加算	1日あたり	120円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算	1日あたり	560円	56円	112円	168円
看護体制加算（I）□	1日あたり	40円	4円	8円	12円
看護体制加算（II）□	1日あたり	80円	8円	16円	24円
医療連携強化加算	1日あたり	580円	58円	116円	174円
看取り連携体制加算	1日あたり	640円	64円	128円	192円
夜勤職員配置加算（III）	1日あたり	150円	15円	30円	45円
送迎加算	1回あたり	1,840円	184円	368円	552円
緊急短期入所受入加算	1日あたり	900円	90円	180円	270円
長期入所減算（31日以上60日以下）	1日あたり	△300円	△30円	△60円	△90円
口腔連携強化加算	1回あたり	500円	50円	100円	150円
認知症・心理症状緊急対応加算	1日あたり	2,000円	200円	400円	600円

若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	1,200円	120円	240円	360円
療養食加算	1回あたり	80円	8円	16円	24円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日あたり	40円	4円	8円	12円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月あたり	100円	10円	20円	30円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日あたり	220円	22円	44円	66円
介護職員等待遇改善加算（Ⅰ）	1月あたり	合計総単位数の14.0%	算定金額の1割	算定金額の2割	算定金額の3割